

第 2 回

（仮称）加古川市手話言語及び 障がい者コミュニケーション促進条例 検討委員会

議事録

日時：平成 28 年 7 月 15 日（金）午後 2 時開会

場所：加古川市総合福祉会館 大ホール

1 開会

○**杉山会長** こんにちは。兵庫大学の杉山です。

それでは、第2回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を開催いたします。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは早速ですが、事務局から、本日の出席状況と配付資料の確認をお願いいたします。

○**事務局** 事務局の障がい者支援課 前田でございます。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

最初に、本日の出席状況でございます。委員全9名及びオブザーバーにご出席いただいております。

また、本日の会議においても、手話通訳を東播手話通訳者協会様、要約筆記を加古川要約筆記たんぽぽ様に、それぞれご協力いただいております。

次に、本日の会議資料について確認させていただきます。委員の皆様には、事前に資料を送付しておりますが、お持ちでしょうか。

まず、最初に次第、委員名簿です。

次に、資料1としまして、第1回検討委員会会議の概要です。

次に、資料2としまして、条例の構成についてです。

最後に、資料3としまして、第1回検討委員会にてご紹介しました明石市、習志野市、小野市の条例の比較表でございます。

ここまでが本日の会議資料です。皆様、すべておそろいでしょうか。

なお、傍聴者の皆様にも同様の資料をお渡ししておりますが、これについては前回と同様、閲覧となりますので、ご退席される際は、資料をご返却ください。

次に、会議の進行についてお願いがございます。

本日は、障がいをお持ちの方が多数参加されております。また、手話、要約筆記による通訳をお願いしております。つきましては、発言される場合は、挙手のうえ、マイクを使っただき、毎回お名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。また、ゆっくりはっきりと発言してくださるようお願いいたします。以上です。

2 第1回会議概要について

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

それでは早速、次第に則りまして審議に入る前に、第1回会議概要について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 事務局 前田です。

資料1の説明をいたします。資料1をご覧ください。こちらは、前回の会議でいただいたご意見等をまとめたものです。

まず、条例制定の趣旨、考え方です。これは、市としての考え方、条例を制定するための基本的な考え方を示したものです。

1点目、共生社会を実現するためには、障害の有無に関係なく、互いをより理解しあうことが重要であり、2点目、相互理解を深めるためには、手話を含む言語やその他の手段によって、相互のコミュニケーションが円滑に行われることが必要です。

3点目、手話は、日本語とは別の言語体系を持つ言語であり、ろう者にとって自分らしく生きていくうえで必要な言語であり、コミュニケーションの手段であることをしっかりと認識する必要があります。

4点目、手話はもちろんのこと、要約筆記、点字、音声、触覚などのコミュニケーション手段についても、欠かすことのできないものであり、その選択と利用の機会が十分に確保されなければなりま

せん。

5点目、この条例の位置づけについて、障害者差別解消法に規定される「合理的配慮の提供」におけるコミュニケーション支援の分野の総合的な指針となるものであり、障がい者のコミュニケーション手段を促進するための施策についての考え方を整理し、目指すべき方向を定めるものとなります。

次に、2としまして、各委員及びオブザーバーからいただいたご意見をまとめました。

まず、(1) 手話言語についてです。

①ろう者と手話の関係については、時代的な背景として、手話の使用を禁じられたこと、教育現場では口話教育中心となりろう児の教育に大きな弊害が生じたこと、家庭や職場においても差別などを受け、人権が保障されなかったお話がありました。また、現在に至っても、手話は日本語と同じ言語であるのに、国語の授業のように、手話を学ぶことができない状況にあります。一方で、手話はろう者にとって大切なものであり、ろう者の間で守られ続けてきたということです。

②ろうあ活動により、薬剤師、医師などの職業に関わる国家資格、自動車運転免許の取得が可能となり、手話への理解については、障害者権利条約、障害者基本法等で、手話は言語であることが認められたということです。

③ろう者と他の者のコミュニケーションについては、先ほど申しあげたろうあ活動などにより、徐々に手話への理解が進んできつつあるということです。手話で「ありがとう」などと言ってくれる方があったというお話がありました。また、日本国外においては、言葉は通じないものの、身振りで意思を伝え合うことができるという経験があることもお話いただきました。

手話には、標準手話というものと、方言手話というものが存在す

ること、口話によるコミュニケーションには限界があること、手話によってコミュニケーションを図る場合には、家族や周囲の理解が必要であることなども挙げられました。

次に、(2) コミュニケーションの状況についてです。

①中途失聴者・難聴者に関しては、本市においても聴覚障がい者の大多数は難聴者であるという現状がありながら、人々の理解として「聴覚障がい者＝ろうあ者＝手話」という認識があり、難聴者の存在が認識されていないという意見がありました。「話（はな）することはできるが聞こえない」ことが理解されにくく、それがハンデとなり、苦しんでいるということです。また、「要約筆記」が一般に認知されていないことも挙げられました。

②視覚障がい者に関しては、点字が視覚障がい者の文字であること、点字だけでなく音声による情報取得が広まった経緯や、点字・音声が視覚障がい者には欠かせないものとなっているとのこと意見がありました。また、視覚障害とは「見ること、書くこと、行動すること」の障害であり、「情報のインプット、アウトプットの障害」であるとも言えるとのこと。この障害を補うためには、視覚障害教育の進展と、すべての視覚障がい者に対する日常生活の訓練が必要であるが、そこには、説明書が見えづらい、又は、見えない、図面が読みにくいなどのバリアーが存在するとのこと。また、仕事に関してもご意見がありました。

③知的障がい者に関しては、障害の程度が、軽度、中度、重度の違いにより、文字の理解や意思の表現の可否、表現方法など一人ひとり異なることが挙げられました。文字にルビを付ける、サインや写真などを活用して、知的障がい者がわかりやすいよう工夫する必要があるというご意見です。また、障害の程度が違って、そこには支援者の存在が必要不可欠であるが、その支援者は親であり、ガイドヘルパーやボランティアにまでは広がっていないとのこと。

す。

④ろう者と支援者との関わりについて、市内には2つの手話サークルがあり、それぞれがろう者と交流する機会をもっているとのこと。ろう者と交流する中でわかったことは、ろう者といってもその違いは千差万別で聞こえの様子、日本語の理解、手話の特徴も違うとのこと。しかし、手話を知らない方、ろう者を知らない方は、ひとまとめに「聞こえない人」と認識している現状があるということです。

⑤中途失聴者・難聴者と支援者との関わりについて、要約筆記活動とは、中途失聴者や難聴者の耳の代わりになって、スクリーンに投影したり、手元で書いて話の内容を伝える活動であること、中途失聴者・難聴者はいまだに「見えない障害」と言われ、理解されていない部分がたくさんあることが挙げられました。

⑥視覚障がい者と支援者との関わりについて、点字は視覚障がい者の文字であること、音声に関してはボランティアグループの活動として視覚障がい者に必要だと思われる情報を録音して毎月CDで届けていること、機会があるごとに視覚障がい者と交流を持って、どう接すればいいか勉強しているとのこと。

養成講座に関しては、修了したあと実際にボランティア活動をする方は少なく、またボランティアサークルも高齢化しており、朗読者もだんだん少なくなってくるのではと危惧しているとのこと。意見もありました。

次に、3として条例に関するご意見がありました。

まず、(1) 条例の内容等に関する意見では、手話に関して、手話が言語であることをきっちりと認め、市民に理解を広めていくこと、日本語と同じように「手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守る」ことを確立する必要があることが挙げられました。また、これは障害の内容にかかわらず共通して言えるこ

とですが、手話、要約筆記、点字、音訳などの自分なりのコミュニケーション手段を用いて情報を取り入れコミュニケーションできるということを条例に組み込んでいくこと、高齢化により難聴者がさらに増加したときの配慮を考えておく必要があること、障害の内容などは人によって様々に違うことを踏まえて条例を作ることなどが意見として出されました。

次に、(2) 条例の制定による施策に関するご意見では、手話に関して、市民が少しでも手話でコミュニケーションができるようになること、ろう者への不当な取り扱い、これは採用面接などで受けた差別や健聴者同士の会話の内容がわからないときに感じる歯がゆさなどに対するものとなりますが、そのような不当な取り扱いがなくなることにに対する意見が出されました。また、これは障害の内容にかかわらず共通して言えることですが、障がい者一人ひとりが障害の内容も程度も違うことを踏まえた施策を考えていくことが大切であること、難聴者を含めた障がい者の存在、要約筆記者を含めた支援者の存在をPRすること、障がい者の特性に応じた手話、点字、音声、テキストメール、ルビ付け、写真などさまざまな手段を活用したわかりやすい情報発信を行うことが挙げられました。特に、災害時の避難所におけるわかりやすい情報発信についてもご意見がございました。さらに、支援者の確保、養成に関する施策についても障害の内容を問わず必要であることが挙げられました。

以上が第1回の会議概要となります。今後、いただいたご意見、共通課題を踏まえながら、条例について検討していくこととなりますが、改めて委員の皆様から補足や課題、ご意見などをいただければと考えております。以上です。

○ 杉山会長 杉山です。ありがとうございました。

今事務局から前回の皆様のご意見をまとめていただいております。

すけれども、それに関しまして補足したり、またはご意見等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。

○澤田委員 育成会の澤田です。

2 (2) ③の知的障がい者とコミュニケーションの中で、「ガイドヘルパーやボランティアにまでは広がっていない」と書かれていますが、あまりボランティアの方々の中に知的障害の特性についてよく知っている方がいないという意味の発言です。

毎月の理事会や余暇支援において、託児ボランティアに来ていただき子どもを見ていただいていますので、まったくないというわけではありません。加古川社協のボランティアセンターでもいろいろお世話になっていることを付け加えたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

ありがとうございました。今の澤田委員のご意見も参考にさせていただきたいと思います。他にはございますでしょうか。

○山本委員 山本です。

今日の朝まで前回の会議の内容などを踏まえていろいろ考えていました。

条例の題名ですけれども、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」となっており、まだ仮称ですが、それに対して例えば明石市のように「点訳」や「朗読」など具体的に名称を入れればどうかと、今日の朝まで考えていました。しかし、題名にいろいろな名称を入れ過ぎると、特に知的障がい者などにとって理解しにくくなるかと思いますので、私は現状の題名のままでいいかと思いました。その代わりに、条例の中身については十分に検討し、「点訳」も「朗読」も盛り込んでいただきたいと思います。

○**杉山委員** 杉山です。ありがとうございました。

先ほどのご発言に関しましては、条例の名称についてのご意見でしたので、後ほど全委員と一緒にこの件に関しては討議したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。

3 審議の(1) 条例の構成等について、条例に具体的に何をどう盛り込んでいくのかについて議論したいと思います。

まず、事務局のほうから資料2、3を用いまして説明をお願いします。

○**事務局** 事務局の福原でございます。事務局で考えております条例の構成につきまして説明をさせていただきます。

資料2の1ページでございます。

まず、前文。この前文は、参考としております明石市、習志野市、小野市をはじめ手話言語条例を制定されている自治体には、ほぼすべてに書かれているものでございます。

この前文は、自治体としての基本理念や政策意図を強調したいときに置かれるものでございます。

この度、制定する条例においても、基本理念等を謳い、政策意図を強く示したいということで、前文を置くことを考えています。

この前文の内容については、第1回検討委員会にてご審議いただいた条例制定の背景及び条例制定の趣旨の2点について規定することを考えています。この前文は、条例の一部になるものでございますので、十分にご意見の方をいただければと思います。

続いて、条例の本文でございます。

一つ目は(1)としまして、目的を規定することにしております。

この目的の内容でございますが、まず手話が言語であることへの理解及び普及。それから、手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及及び使用環境の整備。これを規定することによって、全市民の相互理解の促進、共生社会の実現を目指すものでございます。

次に、2点目、基本理念と定義でございます。まず、手話が言語であることへの理解及び普及に関する基本的な考え方。それから、手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の促進に関する基本的な考え方。これを基本理念に規定しようと考えています。

続きまして、資料2の2ページをご覧ください。

(3)でございますが、加古川市の責務を規定しようと考えています。内容については、手話が言語であることへの理解及び普及に関する取組み、手話・要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及及び使用環境の整備に関する取組み。これを加古川市の責務として規定しようと考えています。

次に、(4) 市民の役割でございます。これは、地域における基本理念に対する理解の普及及び市が行う施策への協力。これを市民の役割として規定しようと考えています。

次に、(5) 事業者の役割でございます。これは、基本理念に対する理解の普及、市が行う施策への協力、合理的配慮の提供。この3点を事業者の役割として規定しようと考えています。

次に、(6) 施策の基本方針でございます。この方針としましては、障害者基本法に定める市町村障害者計画の中の施策として位置づけ、総合的かつ計画的に推進しようとするものです。内容については、次の4点でございます。

まず、1点目は、手話言語への理解及び普及のための施策。2点目は、手話・要約筆記・点字等のコミュニケーション手段の普及及

び使用環境整備のための施策。3点目は、コミュニケーション支援者の確保及び養成のための施策。4点目は、その他の施策でございます。そして、施策の推進にあたりましては、障がい者、コミュニケーション支援者等に意見を聴くということにしております。

次に、資料の3ページ、(7) 財政上の措置でございます。こちらは、この条例に基づく施策を推進する中で、市が予算の範囲内において必要な財政上の措置を講ずるものとするというように規定しようと考えています。

ここまでが総則ということで、全体に係る部分として規定するものでございます。

次に、(8) 手話言語の確立・普及・環境整備等に関する施策であり、手話に関するものでございます。まず、地域、事業所などで市民が手話に触れ、学ぶ機会の提供及び支援を規定しようと考えています。2点目は、手話を用いた情報発信の推進ということで、3点挙げております。1つ目は、手話を用いた市政情報の発信。2つ目は、市が主催する講演会その他行事への手話通訳者の配置。3つ目は、手話通訳者派遣事業の継続的な実施でございます。さらに、手話通訳者、指導者の確保及び養成について規定をしようと考えています。

次に、(9) 要約筆記・点字・音訳等のコミュニケーション手段の普及・環境整備等に関する施策を規定しようと考えています。まず、要約筆記・点字・音訳等によるコミュニケーション手段の普及啓発でございます。2点目は、要約筆記等の使用環境整備でございます。これについて、1つ目は、市が主催する講演会その他行事への要約筆記者の配置。2つ目は、要約筆記者派遣事業の継続的な実施。3つ目は、点字・音声・文字の表示、この表示には拡大文字、テキストメールを含むものでございます。これら等による情報の提供を規定しようと考えています。

次に、資料2の4ページでございます。

(10)多様なコミュニケーション手段の普及を規定しようと考えています。これについては、ひらがな表記、サイン、写真等その他障害特性に応じた手段によるコミュニケーション手段の普及啓発。それから、多様なコミュニケーション手段の使用環境整備ということで、ひらがな表記、写真等による情報提供。これらの規定を考えています。

次に、(11)緊急時における情報配慮の規定です。これは、前回会議において出された意見にもありますように、避難所において障がい者が容易に情報を取得できる環境の整備について規定しようと考えています。

最後に、附則として条例の施行日を規定します。施行日は、平成29年4月1日を予定しております。

以上、事務局で条例の構成として考えているものでございます。これらに関しては、資料3にて掲載しております明石市、習志野市、小野市の3つの市で規定されている内容を踏まえて、加古川市としてどのような条例がいいのか、事務局で案を作り、その構成について資料2としてまとめました。

以上で、説明を終わります。

委員の皆様から、他の自治体の条例の構成なども参考にさせていただき、本市の条例としてどのような内容を盛り込むべきか、また、現在の条例の構成案に規定されていないが盛り込むべき内容についてのご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○**杉山会長** 杉山です。ありがとうございました。

それでは、今、ご説明がありましたように、資料2の条例の構成については前文と本文。前文には条例の制定の背景、条例制定の趣旨を、本文には(1)から(11)までの構成としていますが、これにつ

いてご意見はございますでしょうか。ご質問でも結構です。

○山本委員 山本です。

条例の構成についての(7) 財政上の措置について質問です。

たとえば、加古川市に点字図書館を作ってほしいといった具体的な要望についてはこの条例に盛り込まずに、財政のことについて当事者団体と検討の場を持つということでしょうか。

○杉山会長 杉山です。ありがとうございます。

今の質問は、資料3ページの(7) 財政上の措置についてのものです。資料には見出しだけで内容についての説明はないので、具体的にどのような内容なのかということです。事務局で分かる範囲で説明いただけますでしょうか。

○事務局 事務局 障がい者支援課長の植田です。

財政上の措置の規定についてですが、他市の規定も参照していただきたいと思います。資料3の6ページに、他市での財政上の措置という形で規定されています。

たとえば、明石市の場合は、「市は、手話等コミュニケーション手段に関する施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする」としています。

具体的な施策の立案については、資料でお示ししているとおり、障がい者の皆様、コミュニケーション支援者の皆様からご意見を聴きながら、市が行ってまいります。

立案したものに関して、市として財政措置を講ずるということを条例で謳うということであり、皆様が直接財政当局と話をすることではございません。

○杣山会長 杣山です。

財政上の措置については、予算の範囲内で必要なものに関して予算措置を講じていくというものでございました。

他にございませんでしょうか。

○永井委員 永井です。

条例の中に、要約筆記・点字・音訳等とあります。「等」となっています。全体の内容として、障害特性に応じたコミュニケーション支援を考えるなかで、「等」ではなく具体的なコミュニケーション手段を書ける範囲ですべて書けばどうかと思うのですが。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

資料2の3ページ(9)の要約筆記・点字・音訳等の「等」の中に具体的に何が含まれるのかというご質問であったかと思います。事務局、いかがでしょうか。

○事務局 事務局の福原でございます。

「等」に含まれるものとしましては、いろいろな手段があるとは思いますが、3ページの③に記載しております点字・音声・文字の表示、拡大文字、テキストメールが視覚障がい者にとってコミュニケーション手段になりえます。拡大文字・テキストメールも条例の中に取り込んでいけたらと考えています。

○杣山会長 杣山です。

具体的には資料2の3ページ(9)③に記載のとおりとのことですが。

○永井委員 永井です。

繰り返しになりますが、難聴協会にとっては要約筆記を認めてほ

しいという思いが強かったというのを感じていたもので、この条例の中でわかりやすく表示ができたらと思っています。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

○川添委員 手話サークルしゅわっちの川添です。

条例の構成に関しては、提案のものでいいかと思います。加古川市における条例は、参考資料にある明石市、習志野市、小野市の条例と同じように、手話言語とコミュニケーション手段の利用促進をまとめたものとなっています。

習志野市の条例を見ると、全体としてコミュニケーション手段を保障する中で、手話が言語であるという言い方をしています。そうすると手話が言語であるということについて、その謳いかたが弱い気がします。

手話は言語であるし、だからこそコミュニケーション手段にもなるということです。日本語も同じです。つまり、言語であることがまず第一に来るべきです。

要約筆記、点字、音訳といったコミュニケーション手段は、日本語という言語の中の表現モード、表現手段の一つであると思います。この条例の中では、手話に関して、まず言語であるということが先にあって、その後で手話を含むその他のコミュニケーション手段についても保障していくという規定の仕方が当然でありますので、資料2の構成についてはそのままでいいかと思います。

一点質問ですが、明石市の条例には「学校における手話の普及」という規定があります。今、ご説明のあった加古川市の条例の構成の中には、「学ぶ機会の提供」はあっても、「学校における手話の普及」は特に書かれていません。子どもたちが学ぶということが、障

がい者についての理解にも繋がりますし、差別の解消にも繋がるのだと思います。要約筆記、点字、音訳も同様ですが、学校における普及についてどのように考えていますでしょうか。

○**杣山会長** 杣山です。ありがとうございます。

今のご意見は、全体の構成としてはこのままでよいということですが、資料3の7ページ、明石市の条例第12条「学校における手話の普及」の規定を、加古川市でも規定できるのかどうかというご質問に対しては、事務局いかがでしょうか。

○**事務局** 事務局 障がい者支援課の植田です。

障がい者を取り巻くコミュニケーションの現状を、小さいときから理解していくことは非常に大切なことであると考えています。

現状の条例の構成の中では、学校における手話の普及に関する規定は置いていませんが、皆様のご意見を踏まえまして、条例の案のなかで謳っていけばいいのではないかと考えています。

○**船越委員** 点訳連絡会の船越です。

「学校での手話の普及」の規定に関して申し上げます。

現在、学校では福祉授業というものがございます。そこで、点字や手話を学ぶ機会があり、点訳関係者や手話通訳者、障がいのある方も参加されています。そのような取組みが既にある中で、この条例に謳う必要があるのかどうか、個人的には疑問に思います。

○**杣山会長** 杣山です。

学校教育の分野では既にそのような取組みがあるということですが、この条例の中に具体的に盛り込むべきか否かについて、もう少し議論をしていく必要があるのではないかとご意見でした

が、他の委員の皆様、いかがでしょうか。

○水田委員 水田です。

条例の中で「学校における手話の普及」の規定は必要であると思います。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

明石市では、条例の中に具体的に「学校における手話の普及」が規定されています。これによって、明石市の小学校では、3年計画で市内の27小学校すべてにおいて、簡単な手話を覚えたり、聴覚障害に対する理解を深める取組みを明石市聴覚障害者協会と手話サークルが一緒になって行っています。各小学校で学ぶ内容は、小学生向けの簡単なものではあると思いますが、ぜひ加古川市でも規定を置いていただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

明石市の場合は、今、お話がありましたように、団体の方が協力して手話を学ぶ機会を提供しているとのこと。そうやって見ますと、明石市では第12条から、習志野市や小野市にはないような条文を規定しています。条例の構成を念頭に置いたときに、明石市に習う形になるのか、また、小野市のように学校における理解等の啓発に留めるのかという話になってきます。加古川市においては、資料2の3ページ(8) 手話言語の確立・普及・環境整備に関する施策に「学ぶ機会の提供及び支援」という形で盛り込むという案になってこようかと思います。

一方で、学校等においてはすでにそのような取組みがあるので、条例に改めて盛り込む必要はないのではないかというご意見もあるようです。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

先ほどお話があったように、学校でそのような取組みがなされるよう指導要領等で定められていながらもできていないこともあるように思われるので、きちんと条例に具体的に盛り込むべきだと思います。

○水田委員 水田です。

同じ意見です。

○永井委員 永井です。

学校における学ぶ機会の提供についてですが、先ほど船越委員がおっしゃられた福祉学習について、私たち要約筆記は参加したことがありません。福祉学習の場で何を学ぶかというのは、学校の先生の判断で、点訳や手話を選ばれています。これをしなければならないという規定はないのではないかと思います。前任の先生がされていたからとか今年もということで、視覚障害、ろうの方、足が不自由であれば車椅子というように、子どもたちが学びやすいからという理由でそのようなものがテーマとして選ばれているのではと思っています。中途失聴・難聴者のことは子どもたちはあまりわかっていないかと思imasuので、学ぶ機会を均等に提供していただき、あらゆる障害について学んでほしいと思います。

○杉山会長 杉山です。ありがとうございます。

福祉学習に絡めてやっていくという意味では、条例に盛り込んでいけばというご意見だったかと思imasu。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

手話については、やはり学校の中で広めていっていただき、手話は言語であるということをきちんと理解してほしいと思います。手話を知らない市民、手話が言語であることを理解していない市民がまだまだ多いです。手話が言語であるということをしっかりと説明していくために、学校での手話言語の普及に取り組んでもらいたいと思います。そこが非常に大事ですので、意見として挙げさせていただきます。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

それでは、学校での手話の普及に関しては、一度整理をしていたきたいと思います。

次に、条例の題名に関して山本委員のほうから冒頭にご意見がございましたが、いかがでしょうか。条例の内容に関しても随時ご意見をいただければと思います。

○澤田委員 澤田です。

知的障がい者に関する規定ですけれども、多様なコミュニケーション手段の普及ということで、ひらがな表記、サイン、写真等わかりやすい表現ということを規定していただき感謝しております。ただ、知的障がい者は一人ひとり状態が違いますので、ひとくくりにするのは難しい障害だと思います。

私たちの子どもについては、知的障害があるということをわかっていただただけで、相手が配慮してくださるという部分がかなりあります。私の子どもは最重度の知的障害がありまして、加古川市で作っていただいたヘルプカードを持たせてあります。これには個人情報を書き込んであります。本人からは何の意思表示もできませんが、このカードでかなりの情報が相手に伝わります。このようの方がたくさんいると思います。

この条例は、コミュニケーション手段の利用促進に限られているとは思いますが、このカードを持っているだけで助けられる方がたくさんいると思いますので、ヘルプカードの普及に関してもお願いできればと強く思っています。この条例に反映させることは難しいとは思いますが、よろしくお願いします。

○**杉山会長** 杉山です。ありがとうございます。

今のご意見を受けて、ひらがな表記やサインなどの多様なコミュニケーション手段の支援を必要な方も合わせて、条例に盛り込んでいただければと思います。

それでは、条例の名称に関してです。山本委員からは、あらゆる手段を条例名に盛り込むという方法もありますが、すっきりとした形の題名があってもいいのではないかというご意見だったかと思います。

○**山本委員** 山本です。

この問題に関しては、点訳も朗読も入っている明石市の名称がいいなと今朝まで思っていました。しかし、まずはこのような条例があるということをわかってもらうことが市民に対して必要なわけで、そうすると長すぎる名称ではかえってわかりづらいのではと思います。つまり、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」でいいのではないかと考えます。

ただ、手話が言語であるということはわかりますが、条例の規定によって、すべての小学校において手話を学ばなければならないとするのはどうかと思います。

○**杉山会長** 杉山です。

「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」

としてはどうかという具体的なご提案でした。

もう1点、条例の構成において、学校における手話の普及に関しては、学校の方針、意向もあるため、学校における手話の普及に関する規定を置くのはどうかというご意見でした。

○川添委員 川添です。

条例に盛り込むことで、必ず学校で手話を学ばなければならないということにはならないと思います。学校教育法等で「学ばなければならない」と規定されていれば、そのとおりだとは思いますが。

明石市の条例を見ましても、「学ばなければならない」とは規定されておらず、「努めるものとする」としていますので、手話を学ぶ機会を推奨するという規定になっているかと思います。ですから、条例に盛り込んだからといって、必ず学ばなければならないわけではありません。

現状として学校で福祉学習をやっているから条例に載せなくていいというのではなく、条例としても「学ぶ機会を提供するよう努めるものとする」と規定してもいいのではないかと思います。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

明石市の条例では努力義務となっており、必ずしなければならないというわけではないので、条例に盛り込んでもいいのではないかというご意見でした。ここで、論点を整理したいと思います。

まず、手話は言語であることの普及については皆さん一致したご意見かと思います。

二つ目は、どこで学ぶ機会を提供するのかとなったときに、地域、事業所等という原案を事務局から提示していただいています。学ぶ機会の提供及び支援に関して、努力義務であっても、学校において提供していくよう規定する必要があるのかどうかということです。

けれども、そのあたりはどうでしょうか。

○澤田委員 澤田です。

私は、地域で家庭教育学級に関わっていますが、あるイベントの際に地域の中学校の点字クラブに所属していた生徒が、イベントの運営にすごく協力してくれました。学校で障害に関して学んでくださっているからこそ、理解し協力してくれたのではと思っていますので、学校において学ぶことはいいことだと思います。

○杉山会長 杉山です。ありがとうございます。

学校での手話の普及など障害に関する学習はあったほうがいいということで、努力義務規定ではあるけれども条例にも盛り込んだほうがいいのではというご意見でした。

学校での手話の普及については、努力義務規定ということで少し幅を持たせるということでいかがでしょうか。

○事務局 事務局 植田です。

「学校における手話の普及」を明記するか否かについて、ただいまご議論いただいております。

船越委員から福祉学習についてお話がありましたが、現状、教育委員会でどのような福祉学習が行われているのか把握できておりません。福祉学習がどのように、どの程度なされているのかを含め教育委員会にお聞きし、その中で「学校における手話の普及」を明記できるのかどうかを検討しまして、次回、報告させていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○杉山会長 杉山です。

今の事務局のご提案でよろしいでしょうか。それでは、この点

については、事務局から教育委員会に確認をしていただき、次回の検討委員会で報告をいただきたいと思います。

それでは、題名ですが、どのような形にすればいいのかをお伺いしたいと思います。再度ご紹介しますと、資料3の1ページ、明石市、習志野市、小野市のそれぞれの条例名が出ていますけれども、それを踏まえまして、加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例のような、できるだけすっきりした形がいいのではないかというご意見がありました、いかがでしょうか。

○船越委員 船越です。

すっきりとした形をお望みなら、「障がい者コミュニケーション促進条例」ではいけませんでしょうか。

○川添委員 川添です。

この条例を作ろうとする発端は、手話が言語であると規定することだと思いますので、「手話言語」を題名から外すことはできません。障がい者コミュニケーション促進条例としてしまうと、先ほども言いましたけれども、手話があくまでもコミュニケーションの一つに過ぎないということで見られてしまいますので、「手話言語」を名称から外すのは本末転倒であると思います。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

「手話言語」という部分が課題であるので、条例名に残すべきという川添委員のご意見です。また、すっきりとさせるのであれば、障がい者コミュニケーション促進条例でもかまわないのではないかという船越委員のご意見がありましたけれども、他の委員の皆様はいかがでしょう。ご意見ですので、お考えを述べていただければと思います。

○橘委員 橘です。

題名のことですが、私は朗読のことしか言えないのですけれども、もちろん手話言語ということに関してはすごく大切なことですし、これに異論はありません。しかし、「及び障がい者」と他の障害をひとまとめにしてしまっています。いろんな障害を同等に扱うのに、「及び障がい者」とまとめるよりは、障がい者コミュニケーション促進に関するものと手話言語に関するものと別々に二つの条例という形で整理していただいたほうがはっきりすると思います。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

手話言語条例と障がい者コミュニケーション促進条例を分けるということですか。

○橘委員 橘です。

そうです。手話言語が大切なものであるとおっしゃるならば、そのほうがいいと思います。いろんな障がいの方がいらっしゃるのに、手話、手話とやっていくのは、他の障がいの方たちの取扱いというのが変だなと思います。それならば、先ほど言ったように全部まとめて障がい者コミュニケーション促進条例としたらどうかなと思いました。しかし、それではだめだという意見が出ましたので、手話言語という形の条例を別にして、それだけを作られたらどうなのかと思いました。

○杣山会長 杣山です。わかりました。

加古川市手話言語条例と、加古川市障がい者コミュニケーション促進条例の2本立てでいけばどうかということですね。

それでは、今のご意見に対していかがですか。

○協本委員 協本です。

明石市の条例の題名が一番いいのではと思います。手話言語と要約筆記、点字、音訳等障がい者コミュニケーションであればみんな入っております。すべて入っているのがいいのではないかと思います。

条例は二つもいらないと思います。手話言語が大切だというのはわかります。また、要約筆記、点字、音訳等も入れる必要がありますので、それを一つにすればよいのではないのでしょうか。障がい者コミュニケーション促進条例だと、内容がわかりにくいと思います。明石市を大いに参考していただいたらと思います。二つに分ける必要はありません。別々にするということにこだわらないで、一緒にしてはどうでしょうか。皆さんが思いを言い出したら、ばらばらになると私は思います。

○仙山会長 仙山です。ありがとうございます。

確認しますと、今のご意見としては、明石市の条例名を参考にしながら、たとえば、加古川市手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等、その後は障がい者というのは不確定的要素であるので、そのあたりを考慮した条例名にしたかどうかということですけれども、どうでしょうか。

○水田委員 水田です。

手話言語条例とコミュニケーション条例ははっきり分けるほうがわかりやすいと思います。兵庫県全体を見ても、分けて作られる自治体が多いのではないかと思います。同時進行で策定していくとするのであればいいとは思いますが、一緒になった条例にすると非常にわかりにくくなると思います。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございました。

今のご意見は、加古川市手話言語条例とコミュニケーション条例を別立てで策定する形はどうかということですが、現状として、兵庫県下ではどのような策定状況となっているのでしょうか。

○事務局 事務局 障がい者支援課の植田です。

他市町がどうなっているかと申しあげますと、基本的にはいわゆる手話言語条例が先行しております。明石市が障がい者のコミュニケーション全般の条例を作るまでは、手話言語条例を策定されているのが主流でございました。

なぜ、明石市が障がい者コミュニケーション全般についてここで謳ったかということです。

手話が言語であるということは、日本語とは別の非音声言語であるということですので、その点を市民に理解していただかなければいけないということと、一方で、手話はコミュニケーションの一つの手段であります。そのほかには、要約筆記、点訳、音訳、朗読と色々なコミュニケーションの手段があります。コミュニケーション手段を促進する目的は、やはり最終的には、共生社会の実現ということにつながっていくということです。コミュニケーションを図ることによって、障がいのある人もない人もコミュニケーションが取れるということ。それによって、共生社会につながっていくという大きな理念に基づいて、二つの条例というものを一つにしていこうというように考えております。

本市としてもその部分は重要だと考えておりまして、手話が言語であるということと、障がい者のコミュニケーションを促進することは別のほうがいいというご意見もありましたけれども、最終的な目的は共生社会の実現という同じ目的のものであると考え

ておりますので、一つの条例として策定すべきではないかと考えております。

前例として、他市で先に手話言語条例の制定が進んでおりますが、今のところ別々で制定しているという自治体は聞いておりません。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

今のお話は、手話言語条例が先行していますが、手話もコミュニケーション手段の一つであり、究極の目的は、障がいがある人もない人も通じ合い、コミュニケーションができる共生社会の実現というところから、手話言語とコミュニケーションを一緒にした条例のほうがいいのではないかと。手話言語だけ取り扱った条例から共生社会を目指すという目的概念を含めた形の条例だと、明石市のような条例名になるということで、別々に手話言語だけというような形では事務局のほうは考えていないという説明でしたが、いかがでしょうか。

○山本委員 山本です。

先ほどから何回も申しあげていますが、今日の朝まで悩んでいたものですから、真剣に考えてみました。

明石市の「手話言語を確立するとともに要約筆記、点字、音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例」というのは、長いではないですか。私は、中身に様々なコミュニケーション手段の促進をしっかりと盛り込んでいただけたらいいと思います

先ほどから皆さんがおっしゃっていた、手話言語条例と障がい者コミュニケーション条例を分けるという話ですが、それだと私は、手話言語条例は関係ないと思ってしまいます。市民みんなが仲良くするためには、事務局から説明があったように、条例を二つに分けずに両方とも関係があるという位置づけをするのがいいのではない

いかと私は思います。

○杣山会長 杣山です。

山本委員のご意見は、事務局から説明があったように、手話言語とコミュニケーションを一緒にしたほうがいいというご意見です。条例として、二つのことを入れていくということに関して、他の委員の皆さんはいかがでしょうか。

○船越委員 船越です。

事務局の説明もよくわかります。そのためにこのような委員の選定をされており、「手話言語」も大事なテーマなので外すことはできないということもわかります。一般的に二つが一緒の条例が制定されているならば、「加古川市手話言語と障がい者コミュニケーション促進条例」というように「及び」をなくしませんか。同じように並べることによって、同じ目線、同じ立場で話し合いができるのではないかと思います。「手話言語及び」だと手話言語に対してのコミュニケーション促進というニュアンスになってしまい、そこに引っかけられます。単純に、手話もすべて含めてコミュニケーション促進という、「障がい者のコミュニケーション促進条例」でいいのではないかと思います。ただし、手話言語ということがありきでこの条例も策定されるようなので、題名もそのようにすればいいのではないかと思います。

○杣山会長 杣山です。

船越委員のご意見は、先ほど山本委員が提案されました「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」の「及び」を「と」に変えたらどうかというご意見でした。

○事務局 障がい者支援課の植田です。

同じような形で並列で表現したらどうかということだと思います。法律用語として「及び」という言葉と「と」という言葉は同じ意味合いとなります。その中で、皆さんが「と」という表現のほうが理解しやすい、心の中に入っていくやすいということであれば問題はありませんので、その辺はご議論いただければと思います。

○澤田委員 澤田です。

私は、「手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」でいいと思います。明石市のようにたくさん並べたとして、知的障がいの人はいずれにしても「等」に入ってしまう。障がい者のコミュニケーションを促進するという形の中に入れていただければありがたいです。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

他の皆様はいかがですか。

○永井委員 永井です。

私も同じ意見ですが、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」でいいと思います。山本委員がおっしゃられたように、条例の内容の中で詳しく説明していただけたらわかるのではないのかと思います。

○杣山会長 杣山です。ご意見ありがとうございます。

他はいかがですか。

○水田委員 水田です。

永井委員からお話があったように、「と」というよりも「及び」

という形のほうが私もいいかなと思います。

○**杉山委員** 杉山です。ありがとうございます。

今日のところは「及び」という形でいいでしょうか。

それでは、「加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例」ということで、仮で決めさせていただいて、次回の議論を進める中でこの件も含めて議論をしていきたいと思います。

それでは、次第の4 その他でございます。今日の審議を含めまして、ご意見がありましたらいただきたいと思います。

○**水田委員** 水田です。

説明いただきたいことが一つあります。資料2の(8)③手話通訳者派遣事業の継続的实施とありますが、設置手話通訳者の身分保障についてはどのようにお考えでしょうか。その点が条例の内容に書かれていないように思うのですが。

○**杉山会長** 杉山です。

資料2の(8)③手話通訳者派遣事業の継続的实施とある中で、設置手話通訳者の具体的な身分保障がどうなっているかということですね。

○**事務局** 事務局の植田です。

現在、市の窓口到手話通訳者を設置しております。市の施策として、設置手話通訳者をどのように確保していくのかは市の課題でございますので、具体的にこちらのほうで継続的に検討していくこととなります。ただ、これは市職員の雇用形態に関するものです。条例の中で設置手話通訳者の身分保障に関してとなると、あまりに具体的になりますので、この件に関しては条例の中で規定しようとは

考えておりません。

通訳者自体を増やしていかなければいけない。これは、手話通訳者のみならず、要約筆記者にも言えますし、ボランティアもそうですが、コミュニケーション支援者を確保し、養成していくことは施策として必要だと考えておりますので、きちんと条例の中で規定していくべきだと思います。

○杣山会長 杣山です。

今の説明ですと、確保と養成というような形でコミュニケーション支援者について謳い、市の職員に関しての雇用形態や条件について、別の規定に則って考えていくという説明でございました。よろしいでしょうか。

○水田委員 水田です。

しっかりと考えていただかなければならない問題だと思います。

○事務局 事務局の植田です。

手話通訳者の方々の確保というのは非常に難しい問題です。その点については、本市に登録していただいている手話通訳者の方々と、協議等を行っております。今後、具体的にどのような形で養成や確保を行っていけばいいのかということは施策として重要な部分であると思っておりますので、その中で設置手話通訳者についても確保していくということで、並行して考えていく必要があるのではないかと考えております。

○杣山会長 杣山です。

手話通訳者等の確保、養成に関してはこの条例に盛り込むということです。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

手話通訳者の確保というだけでなく、手話通訳者が仕事としてやっていけるような身分保障を考えていただきたいということで、条例に含めてもいいのではと思います。どの市も手話通訳者の確保と養成というのは課題になってきております。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

手話通訳者の確保と養成については条例の中に規定することとし、身分保障については条例の中に盛り込むことはできないのかというご質問でした。それに対して、事務局からは別の規定があるということでしたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局 事務局の植田です。

市職員としての雇用形態に関するものは、一事業所として職員をどう確保するのかということですので、この条例の中に規定するのは少し違うのではと思います。

○杣山会長 杣山です。

今の説明のとおり、身分保障や雇用形態については条例に規定する必要はないという事務局の説明でした。

○嘉田オブザーバー 嘉田です。

もう一つ質問があるのですが、コミュニケーション施策の推進を図っていく中で、平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されております。その中で以前に説明があったかと思いますが、合理的配慮の提供をしなければならないという規定があります。市が主催する講演会等に手話通訳者や要約筆記者を配置するという方針を

示されたかと思います。

事業所においては、独自で研修会や学習会を開くうえで、手話通訳者や要約筆記者を付けたいという希望があるかと思います。しかし、どうしても通訳料が払えないとなった場合に、聴覚障がい者に情報配慮がなされないということがないように、市が情報配慮への助成を行うというような考えをお持ちでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

今のお話は、資料の2ページのところです。事業者の合理的配慮の提供については条例に規定する予定となっていますが、事業所にも予算の問題があるので、なかなか難しいときに市が合理的配慮の支援をするということを条例に盛り込めないのかということです。いかがでしょうか。

○事務局 事務局の植田です。

合理的配慮の提供については障害者差別解消法の中に規定されております。ご存知のように、行政にとっては合理的配慮の提供は義務ですが、事業者については努力義務として規定されております。

しかしながら、努力義務であっても規定されておりますので、事業者が合理的配慮をするのが基本となってくるのではないかと思います。しかし、今おっしゃられた合理的配慮の提供というのは予算が伴ってきますので、それについては市の施策としてどのようなことができるのか、検討させていただきたいと思います。

○杣山会長 杣山です。

嘉田オブザーバーが言われるように、事業所に予算がない場合に、市がそれを支援するということを、今後の施策として検討していくということだったかと思います。他にいかがでしょうか。

○永井委員 永井です。

先ほど言われました支援者の養成ですが、要約筆記者、点訳者についても人数も少なくなっていますし、養成するところまで現状はありません。コミュニケーションを促進するために、手話と同じように施策の中に盛り込んでいただけたらと思います。人材の確保と養成をお願いできればと思います。

○杣山会長 杣山です。

要約筆記者や点訳者についても確保と養成を条例の中に盛り込んでいただきたいというご意見でした。

○事務局 事務局の植田です。

(8)には人材の確保と養成を掲載させていただいており、(9)にはその旨が掲載できていませんが、市としても手話通訳者と同様に考えておりますので、きちんと条例に規定していきたいと考えております。

○杣山会長 杣山です。

手話通訳者と同じく要約筆記者、点訳者も条例に定めていくということですね。他に何かありますでしょうか。

○川添委員 川添です。

盲ろう者という視覚障害と聴覚障害を併せ持った方のことですが、盲ベースとろうベースがあると思うんですが、盲ろう者のコミュニケーションに関してはどこに盛り込まれるのでしょうか。それとも盛り込まれないのでしょうか。

○杣山会長 杣山です。

今のご意見に対してはいかがでしょうか。盲ろう者と言われましたけれども、元々、聴覚障害があつて、途中で視覚障害が生じた場合には、コミュニケーションの手段が異なってくるということです。

○事務局 事務局の植田です。

資料3をご覧ください。明石市が障がい者の多様なコミュニケーション手段に対する支援の中で、盲ろう者に対するコミュニケーションとして触手話についても規定しています。明石市を参考にして、条例の中で規定していければいいと思っています。

○杣山会長 杣山です。ありがとうございます。

他にはないでしょうか。

それでは、長時間にわたりましてご議論いただきありがとうございました。また、次回がございましたけれども、今日はこれで終わらせていただきたいと思います。それでは、事務局にお返しします。

○事務局 事務局前田です。

本日も充実したご意見をいただき、本当にありがとうございました。本日いただきましたご意見等を踏まえ、具体的な条例案を作り上げまして、第3回検討委員会にて議論していただきたいと思いますと考えております。

それでは、これにて第2回（仮称）加古川市手話言語及び障がい者コミュニケーション促進条例検討委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

以 上